# 第8次保健医療計画(素案)の検討について

茨城県保健医療部医療局医療政策課

## 第8次茨城県保健医療計画の概略

#### ◎計画の位置づけ

- (1)医療法第30条の4に基づく医療計画【計画期間:2024~2029年度】
- (2)県民、市町村、医療機関や関係団体がそれぞれ取り組むべき保健・医療分野のガイドライン
- (3)茨城県高齢者計画、がん対策推進計画、循環器病対策推進計画等との 整合を図る

#### I医療圏域等の設定

(1)二次保健医療圏域の設定【現行計画から変更なし】

現行計画から、中核となる医療機関の大きな変更がないことや、国の見直し基準に照らし、現行圏域を維持

(2)疾病・事業ごとの圏域設定【見直し、新設を検討中】

小児・周産期・救急などの状況に応じた柔軟な圏域設定を行う

(3)基準病床の改定【改定を実施】

国が示す算定基準により、各二次保健医療圏ごとの見直しを実施

#### Ⅱ地域医療構想

2025年を目標年度としている現行構想を維持 【現構想から変更なし】 (※2025年に次期構想を新たに策定する見込み)

#### Ⅲ医師確保計画・外来医療計画の改定

本県の医師確保方針や、外来医療提供体制の確保に係る実情を踏まえた うえで改定【改定を実施】(医師確保計画の本体は別冊)

#### IV 5疾病6事業及び在宅医療の提供体制

<b>①がん</b>	(1)がん教育・がん検診 (2)がんの医療体制 (3)生活支援体制
②脳卒中	(1)脳卒中の状況 (2)予防 (3)医療及び療養体制
③心血管疾患	(1)心血管疾患の状況(2)予防 (3)医療体制
④糖尿病	(1)糖尿病の状況 (2)予防 (3)医療体制
⑤精神疾患	(1)精神科医等の人材確保と育成(2)精神疾患等の現状と課題 (3)医療体制の構築に必要な事項
⑥救急医療	(1)受入体制(2)在宅医療との連携体制(3)精神科救急医療との連携体制(4)救急医療の情報提供及び周知啓発 (5)新興感染症発生・まん延時における救急医療体制
⑦災害医療	(1) 医療連携体制(2) 災害時に拠点となる病院 (3) 災害時に拠点となる病院以外の医療機関(4) 災害医療救護体制 (5) 広域災害救急医療情報システム
⑧新興感染症	(1)基本的な考え方(2)国による医療の提供体制 (3)県内の医療の提供体制(4)協定締結に基づく医療の提供 (5)その他の医療の提供体制
9へき地医療	へき地の医療提供体制の整備
⑩周産期医療	(1) 周産期医療体制の整備 <u>(2) 新興感染症発生・まん延時に</u> 備えた周産期医療体制の整備について
⑪小児医療	(1)小児医療体制の整備 (2)新興感染症の発生・まん延時の小児医療体制
迎在宅医療	(1)4つの局面に対応した切れ目のない体制づくり (2)人材の確保と育成(3)広報・啓発

※ 下線部分は、新計画において新たに加える要素

地域医療構想調整会議で検討

保健医療福祉協議会で検討

章	節	項項目名	主な内容(第7次計画からの変更点・委員意見の反映状況等)	頁
1	1 県民の命を守る地域医療の充実			
	1	地域医療連携の推進	<ul> <li>公立病院・公的医療機関等の再編・統合も含めた拠点化・集約化 及び役割分担について【追加】</li> <li>外来医療における紹介受診重点医療機関との連携について【追加】</li> <li>在宅や介護との連携も含めた地域包括ケアの推進について【追加】</li> </ul>	15
	2	2 医療体制の確立 保健医療福祉協議会で検討		
		1 がん	<ul> <li>がん教育・がん検診:がん予防推進員の養成による正しいがん予防に関する普及・啓発、がん検診受診率目標値の変更(50%→60%)</li> <li>がんの医療体制:がん診療連携拠点病院等及び茨城県がん診療指定病院におけるがん診療機能の均てん化・集約化の検討、がんゲノム医療提供体制の充実、チーム医療の推進と小児・AYA世代のがん対策等の充実、妊孕性温存療法等の推進</li> <li>生活支援体制:拠点病院等に設置している相談支援センターの充実、多職種からなるAYA世代支援チームを設置等の実施</li> </ul>	19
		2 脳卒中	<ul> <li>・ <u>茨城県循環器病対策推進計画との一体的策定</u>(「求められる医療機能と連携」、「対策」の2項目については、茨城県循環器病対策推進計画において記載することとし、計画本文からは削除)</li> <li>・ <u>脳卒中医療圏の設定</u>【追加】</li> </ul>	35
		3 心筋梗塞等の心血管疾患	<ul> <li><u>茨城県循環器病対策推進計画との一体的策定</u>(「求められる医療機能と連携」、「対策」の2項目については、茨城県循環器病対策推進計画において記載することとし、計画本文からは削除)</li> <li><u>急性心筋梗塞医療圏の設定</u>【追加】</li> <li><u>大動脈緊急症医療圏の設定</u>【追加】</li> </ul>	42
		4 糖尿病	<ul> <li>糖尿病を予防する機能</li> <li>医療体制として、発症予防の取り組みと連携した医療や、在宅医療・訪問看護・介護サービス等との連携について【追加】</li> <li>感染症流行時等の非常時に対応する機能【感染症流行時等への対応】 【追加】</li> </ul>	45

章	節	項	項目名	主な内容(第7次計画からの変更点・委員意見の反映状況等)	頁	
1	見見	<b>県民の命を守る地域医療の充実</b>				
	2	医療体制の確立	保健医療福祉協議会で検討			
		5 精神疾患		<ul> <li>認知症に関する推進方策等の見直し</li> <li>身体合併症対策における<u>精神科医療機関と一般(身体科)医療機関との連携</u></li> <li>自殺対策における<u>救急医療機関と精神科医療機関の連携強化</u>【追加】</li> <li>ひきこもり対策の追加【統合】</li> <li>精神科病院における人権擁護と虐待防止の追加【統合】</li> </ul>	54	
		6 救急医療		<ul> <li>医師確保と重複する内容の見直し【統合】</li> <li>受入体制に関する記述の見直し(高齢者など増加する救急搬送への対応、急性期を脱した後の患者の再搬送等に関する記載の追加等)</li> <li>ACPの普及啓発など在宅医療との連携体制における対策等の見直し</li> <li>精神科救急医療との連携体制における精神科医療機関と一般(身体科)医療機関との連携【追加】</li> <li>新興感染症の発生・まん延時における救急医療体制【追加】</li> </ul>	95	
		7 災害医療		<ul> <li>医療、保健、福祉分野の横断的な支援チームの多職種連携コーディネート体制について【追加】</li> <li>訓練、研修、会議等の実施と参画を通じた関係機関間、他都道府県との連携強化について【追加】</li> <li>風水害発生時の被災軽減対策等【追加】</li> <li>医療機関の機能や地域における役割に応じた災害時インフラ強化等、防災対策の推進について【追加】</li> <li>災害時に活動する関係団体等について【追加】</li> </ul>	115	
			Ě生・まん延時における医療 《本文の構成案を表示)	<ul> <li>(1)基本的な考え方</li> <li>① 感染症の患者に対する医療 ② 感染症指定医療機関</li> <li>(2)国による医療の提供体制(特定感染症指定医療機関の指定)</li> <li>(3)県内の医療の提供体制</li> <li>① 第一種/第二種感染症指定医療機関 ② 同協定指定医療機関</li> <li>(4)協定締結に基づく医療の提供</li> <li>(5)その他の医療の提供体制(一般医療機関、保健所、医療関係団体、高齢者福祉施設等との連携)</li> </ul>	123	

章	節	項	項目名	主な内容(第7次計画からの変更点・委員意見の反映状況等)	頁	
1	県民の命を守る地域医療の充実					
	2	医療	体制の確立 保健医療福祉協議会で検討			
		9	へき地の医療	<ul><li>医師確保と重複する内容の見直し【統合】</li><li>医師確保計画とへき地の医療計画の連動について【追加】</li><li>民間医療機関との連携方策に係る具体的検討について【追加】</li><li>ドクターカーのより効果的な活用の検討について【追加】</li></ul>	133	
		10	<b>周産期医療</b>	<ul> <li>産婦人科医、小児科医確保に係る記載の見直し(医師確保と【統合】)</li> <li>産科医師から助産師へのタスクシフト/シェアの推進</li> <li>医療資源の集約化等に伴う分娩取扱医療機関までのアクセス悪化への対策や、分娩を取り扱わなくなった場合における<u>妊婦健診等の分娩前後の診療、セミオープンシステム等の活用</u>に関して【追加】</li> <li><u>周産期医療従事者等の教育活動の充実</u></li> <li>新興感染症の発生・まん延時に備えた周産期医療体制の整備【追加】</li> </ul>	139	
		11	小児医療	<ul> <li>・ 小児科医確保に係る記載の見直し(医師確保に統合)</li> <li>・ 小児医療に携わる医師の働き方改革に関して【追加】</li> <li>・ 療養・療育支援を担う施設と連携した医療的ケア児や慢性疾患児の急変等への対応に関して【追加】</li> <li>・ 茨城県子ども救急電話相談(#8000)の対応改善及びそれを補完するWEB情報の周知・啓発</li> <li>・ 新興感染症の発生・まん延時の小児医療体制【追加】</li> </ul>	147	
		12	在宅医療	<ul> <li>退院支援:入退院支援連携ガイドラインの利用促進</li> <li>日常の療養生活支援:訪問診療への新規参入等促進、栄養・食生活の支援体制構築、リハビリテーションの切れ目ないサービス提供体制の整備</li> <li>急変時の対応:入院受入を含めた連携体制の構築及び後方支援体制の充実、医療機関・連携を担う拠点等におけるBCP策定の推進</li> <li>在宅での看取り:ACPの普及啓発</li> <li>「在宅医療において積極的役割を担う医療機関」、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の位置付けの明確化及び情報提供の推進</li> </ul>	160	

章	節	項	項目名	主な内容(第7次計画からの変更点・委員意見の反映状況等)	頁		
4	地域	地域医療構想					
	1	地域医療構想の概要		・ 「茨城県地域医療構想」(平成28年12月策定)の概要を掲載してい	289		
	2	本県 構想	における将来の医療提供体制に関する !	本制に関する ることから、原則として修正しない ※令和8 (2026) 年以降の内容については、上記構想の改定後、本計画の中間見直しの際に反映させる予定	_		
		1	2025年における医療機能別の医療需要 及び必要病床数		289		
		2	本県の医療需要に対応した医療提供 体制の方向性		292		
	3	3 構想区域別地域医療構想 地域医療構想調整会議で検討		<ul> <li>構想区域ごとの3つの方向性(医療機能の分化・連携の促進、在宅医療等の充実、医療従事者等の養成・確保)について記載を確認</li> <li>上記に加えて、令和7(2025)年に向けた方針として、構想区域ごとに「今後の対応」の項目の追記又は修正を行う</li> </ul>	293		

章	節	項	項目名	主な内容(第7次計画からの変更点・委員意見の反映状況等)	頁
5	外来	医療は	こ係る医療提供体制の確保	※章全体として【新設】項目 地域医療構想調整会議で検討	
	1	外来	医療に関する協議の場の設置等		
		1	対象区域	・ 二次保健医療圏を対象区域として、地域医療構想調整会議を協議の	306
		2	協議の場の設置	場とすることを記載	307
	2	外羽	医療の提供体制の確保		
		1	外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定	・ 二次保健医療圏別に外来医師偏在指標を記載	307
		2	外来医療の状況	・ 国のデータに基づき医療施設数や外来患者数等の現況を記載	307
		3	現時点で不足している外来医療機能	・ 初期救急医療及び在宅医療について記載	309
		4	地域における外来医療の機能分化及び連携	・ 紹介受診重点医療機関について記載	313
		5	新規開業者等に対する情報提供等	・ 外来医師偏在指標や医療施設等のマッピング情報の提供等に関して記載	314
	3	医療	機器の効率的な活用		
		1	医療機器の配置状況に関する情報の可視化	・ CTやMRIといった医療機器について、国のデータを基に二次保健	315
		2	医療機器の保有状況等に関する情報提供	医療圏ごとの保有状況等を記載	318
		3	共同利用の方針		
		4	共同利用計画の記載事項	• CTやMRIといった医療機器の効率的な活用を図るため、共同利用の方針について記載	319
		5	共同利用計画の確認手順		

### 第8次保健医療計画等に係る各地域での意見聴取等について

# (1)保健医療福祉協議会への検討依頼事項について

- 第8次保健医療計画の素案に係る意見聴取について【別添1-1】
  - ・第8次保健医療計画「素案」のうち<u>5疾病・6事業及び在宅医療</u> (各論 第1章 第2節)について、各地域の協議会委員からの意見聴取 を実施。
    - → 意見を別添様式に整理の上、医療政策課へ提出。

【提出期限:令和5年12月1日(金) 厳守】

#### ※今後の意見照会等について

- ・パブリックコメントの実施(R6.2月頃予定)
- 関係団体、市町村、保険者協議会への意見聴取(同上)

### 第8次保健医療計画等に係る各地域での意見聴取等について

# (2) 地域医療構想調整会議への検討依頼事項について

- 「構想区域別地域医療構想」について 【別添1-2】
  - ・大前提として、当該項目の基となる「茨城県地域医療構想」の改定は令和7(2025)年頃となる予定である。
  - ・今回は、各構想区域に共通で記載されている「**医療機能の分化・連携 の促進**」、「**在宅医療等の充実**」、「**医療従事者等の養成・確保**」の 3 つの方向性に係る記載内容について、時点修正の要否等を確認。
  - ・さらに、一部構想区域のみに記載のある<u>「**今後の対応**」の項目を全て</u> の構想区域について記載する。(前述の素案の1つとして提示。)
- 次期外来医療計画の素案に係る意見聴取 【別添1-3】※外来医療にかかる「協議の場」=「調整会議」との位置付け

【提出期限:令和5年12月1日(金) 厳守】

- 構想区域ごとの具体的対応方針の検討
  - ※「地域医療構想の推進について」の別添資料にて説明。
  - ※年度内のとりまとめを目指して事務局を中心に作業いただく予定。